

消防法に基づく命令の公示一覧表

令和7年6月6日現在

所在地	太田市東金井町1174番地1、1175番地1
名称	株式会社坂本電気
命令を受けた者	坂本 盛夫
命令事項	1 令和5年1月16日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和5年1月16日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和4年9月16日

所在地	太田市新田萩町181番地2 ほか
名称	グンマモーター有限会社
命令を受けた者	グンマモーター有限会社 代表取締役 ハーベルジャベド
命令事項	1 令和5年4月1日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。(下記泡消火設備等を設置した以外の部分。ただし、当該部分に泡消火設備等を設置した場合はこの限りでない)。 2 令和5年4月1日までに、上記防火対象物の自動車修理工場部分に消防法で定める技術上の基準に従い泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置すること。 3 令和5年4月1日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。 4 令和5年4月1日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い誘導灯を設置すること。
命令年月日	令和4年12月1日

所在地	太田市堀口町171番地1 ほか
名称	株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫 株式会社ミヨシ5号倉庫
命令を受けた者	株式会社ミヨシ 代表取締役 柿沼 洋康
命令事項	1 令和5年9月8日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い誘導灯を設置すること。(株式会社ミヨシ5号倉庫) 2 令和5年9月8日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の感知器を増設すること。(株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫東側及び西側部分) 3 令和5年9月8日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の地区音響装置を増設すること。(株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫東側及び西側部分) 4 令和5年9月8日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の発信機を増設すること。(株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫東側及び西側部分) 5 令和5年9月8日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い誘導灯を増設すること。(株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫)
命令年月日	令和5年5月8日

消防法に基づく命令の公示一覧表

所 在 地	太田市堀口町166番地2 ほか
名 称	株式会社ミヨシ金型保管庫 株式会社ミヨシプレス2工場 株式会社ミヨシ第6倉庫 株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫
命令を受けた者	株式会社ミヨシ 代表取締役 柿沼 洋康
命令事項	1 令和6年3月21日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。ただし、動力消防ポンプ設備を消防法で定める技術上の基準に従い有効に作動するよう改修した場合はこの限りでない。(株式会社ミヨシ金型保管庫、株式会社ミヨシプレス2工場、株式会社ミヨシ第6倉庫、株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫) 2 令和6年3月21日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の感知器を増設すること。(株式会社ミヨシ金型保管庫変電設備室東側部分) 3 令和6年3月21日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の地区音響装置を増設すること。(株式会社ミヨシ金型保管庫北西側部分)
命令年月日	令和5年11月21日

所 在 地	太田市高林東町1579番地ほか
名 称	株式会社斉藤木材 南倉庫兼事務所棟
命令を受けた者	株式会社斉藤木材 代表取締役 斉藤 雄一郎
命令事項	1 令和6年5月11日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和6年5月11日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和6年1月11日

所 在 地	太田市大原町1642番地1
名 称	合資会社萩原商店 倉庫
命令を受けた者	萩原 義浩
命令事項	1 令和7年3月2日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和7年3月2日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和6年10月30日

消防法に基づく命令の公示一覧表

所在地	太田市堀口町171番地1
名称	株式会社ミヨシ5号倉庫
命令を受けた者	株式会社ミヨシ 代表取締役 柿沼 洋康
命令事項	1 令和7年3月13日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。ただし、動力消防ポンプ設備を消防法で定める技術上の基準に従い有効に作動するよう改修した場合はこの限りでない。 2 令和7年3月13日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和6年11月13日

所在地	太田市由良町236番地1ほか
名称	株式会社塚越製作所 プレス工場
命令を受けた者	株式会社塚越製作所 代表取締役 塚越 昇
命令事項	1 令和7年6月27日までに、上記対象物の全体に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。 2 令和7年6月27日までに、上記対象物の1階に消防法で定める技術上の基準に従い誘導灯を設置すること。
命令年月日	令和6年11月13日

所在地	太田市大原町16番地5ほか
名称	株式会社新野 西工場東工場南テント倉庫、西工場北倉庫、東工場北テント倉庫、東工場西テント倉庫、東工場西プレハブ倉庫
命令を受けた者	株式会社新野 代表取締役 青木 郁夫
命令事項	1 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の東工場部分に設置されている屋内消火栓設備を、消防法で定める技術上の基準に従い、有効に作動するよう改修すること。 2 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の東工場部分及び南テント倉庫部分、東工場北テント倉庫、東工場西テント倉庫、東工場西プレハブ倉庫に、屋外消火栓設備を設置すること。 3 令和7年11月16日までに、西工場北倉庫に自動火災報知設備を、消防法で定める技術上の基準に従い、設置すること。 4 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の東工場部分に設置されている自動火災報知設備の地区音響装置は、一の防火対象物に二以上の受信機が設けられているときは、いずれの受信機からも鳴動させることができるよう改修すること。 5 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の東工場1階部分に、消防法で定める技術上の基準に従い、誘導灯を増設すること。 6 令和7年11月16日までに、上記防火対象物の令和5年8月30日付け消西署第744号の消防用設備等点検結果報告書に記載されている不備事項(西工場東工場南テント倉庫の西工場部分を除く)を改修すること。
命令年月日	令和7年5月16日

消防法に基づく命令の公示一覧表

所 在 地	太田市大原町22番地1ほか
名 称	株式会社新野 西工場東工場南テント倉庫
命令を受けた者	株式会社エヌエスシー 代表取締役 青木 初江
命令事項	1 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の西工場部分に設置されている屋内消火栓設備を、消防法で定める技術上の基準に従い、有効に作動するよう改修すること。 2 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の西工場部分に設置されている屋外消火栓設備を、消防法で定める技術上の基準に従い、有効に作動するよう改修すること。 3 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の西工場部分に設置されている自動火災報知設備を、消防法で定める技術上の基準に従い、有効に作動するよう改修すること。 4 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の西工場部分に設置されている自動火災報知設備の地区音響装置は、一の防火対象物に二以上の受信機が設けられているときは、これらの受信機からも鳴動させることができるよう改修すること。 5 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の西工場部分1階に、消防法で定める技術上の基準に従い、誘導灯を増設すること。 6 令和7年11月16日までに、西工場東工場南テント倉庫の西工場部分の令和5年8月30日付け消西署第744号の消防用設備等点検結果報告書に記載されている不備事項を改修すること。
命令年月日	令和7年5月16日